

小 諸 市 長 小 泉 俊 博 様
小諸市議会議長 竹 内 健 一 様
小諸市教育長 小 林 秀 夫 様

小諸市監査委員 佐 藤 龍 彦

小諸市監査委員 小 林 一 彦

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定により、次のとおり行政監査（随意契約）を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査の対象

特命随意契約（農林課、建設課、都市計画課、学校教育課、子ども育成課）

2 監査の期日

令和2年1月14日（火）15日（水）22日（水）

3 監査の方法

監査にあたっては、特命随意契約に関わるものを抽出し、事務の執行が公正・中立性、経済性をもって適正に行われているかを主眼として、事前に提出された資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取して行った。

4 監査の結果（次ページから）

(1) 特命随意契約（平成31年4月～令和元年9月）

ア 監査等の対象

監査対象は、平成31年4月1日から令和元年9月までの間に行われた主管課契約のうち、小諸市財務規則第119条の2第1項各号の規定により、主管課が特命随意契約として締結した契約を対象とした。

イ 監査等の目的・着眼点

小諸市財務規則第119条の2第1項では、「予算執行者は随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を調査しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。」と規定されている。

随意契約の手続きは、競争の方法によらず相手方を任意に選定でき、少額契約においては事務の効率化と経費の低減につながる反面、選定業者の偏り、不適正な予定価格、不要な分割発注による契約を締結する恐れも生じる。本監査は、主管課で締結した特命随意契約について法令、規則等に基づき適正な手続きが行われたか、公正・中立性、経済性が確保されているか等を目的に、下記の着眼点により監査を実施した。

- (1) 工事等の発注につき、適正に起工手続きがされているか
- (2) 設計書、仕様書は適正に作成されているか
- (3) 契約の相手方の選定理由が記録され、それが明確で公正・中立的で妥当性があるか
- (4) 設計書、仕様書等に基づき、見積書を必要に応じ適正に徴しているか
- (5) 小諸市財務規則第120条の規定により、予定価格が決定されているか
- (6) 主管課による履行確認が適正に行われているか

ウ 特命随意契約の要件

小諸市財務規則第119条の2（抜粋）

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき
- (3) 1件の予定価格が5万円未満の物品の購入又は売払いをする時
- (4) 1件の予定価格が10万円未満の工事をする時
- (5) 1件の予定価格が50万円未満の工事をする時
- (6) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき

エ 工事台帳等確認事業

担当課	款	項	目	事業名	項目	起票月日	伝票番号	金額（円）
	6	1	3	農村資源活用交流施設運営事業	施設修繕料			483,840 (ジャグジー) 705,100 (2号温泉ポンプ) 228,800 (B浴ろ過装置)

農林課	6	1	3	農村資源活用交流施設運営事業	維持補修工事費	8	20	10064	2,095,200
	6	2	1	森林整備促進事業	CSR活動森林整備業務委託料	4	1	100079	475,200
	6	2	1	治山林道施設維持管理事業	維持補修工事費	6	4	4685	368,280
	6	2	1	治山林道施設維持管理事業	維持補修工事費	6	4	4690	476,280
	6	2	1	治山林道施設維持管理事業	維持補修工事費	6	4	4683	370,440
建設課	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	7	29	9852	496,800
	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	7	29	9882	496,800
	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	7	29	9885	367,200
	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	8	8	10836	496,800
	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	8	19	11698	432,000
	8	2	3	交通安全通学路整備事業	改修工事費	8	27	12268	496,800
	8	2	3	市単道路等整備事業	維持補修工事費	7	16	8663	496,800
	8	2	3	市単道路等整備事業	維持補修工事費	7	18	9245	496,800
都市計画課	8	3	5	集約駐車場管理事業	備品購入費	10	9	16710	1,944,000
学校教育課	10	2	1	小学校給食運営事業	給食用備品購入費	4	5	30088	2,127,600
子ども育成課	3	3	3	保育所運営事業	施設修繕料	7	9	8791	183,600

オ 所見

地方自治体の行う契約事務の執行は、公平性、中立性、経済性を確保する観点から、地方自治法では一般競争入札による契約方法を原則としている。そして、地方自治体に最も有利な条件を提供する者と締結する方法として「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法を限定している。

随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第167条の2で規定され、市においては小諸市財務規則第119条から第120条で随意契約に係る規定を設けている。地方自治体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方自治体が特定の相手方を選択して締結する例外的なものである。随意契約で事業を行う場合には、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証し、慎重に判断することが必要である。

随意契約は「2者以上から見積書を徴取する競争性のある随意契約」と「1者から見積書を徴取又は見積書の徴取を省略する随意契約（特命随意契約）」の2つがある。今回は、特命随意契約を中心に監査を実施した。

【監査に対する所見は次のとおりである。】

(1)特命随意契約を締結しようとする場合、まず地方自治法施行令第167の2に則して随意契約が可能か検証し、次に特命随意契約が可能であるかの、2段階の検証が必要である。

小諸市財務規則第119条の2第3号から第5号において、物品の購入・売払い、修繕、工事について、1件の予定価格未満の場合には1者による特命随意契約が可能として規定しているが、業者選定に当たっては理由を明確にされたい。また、委託契約については、予定価格未満を基準としていないため、特命随意契約とする理由、及び業者選定の理由を明確にされたい。

(2)随意契約該当条項と照らし、特命随意契約理由の内容と相違しているものが見られた。明確な理由に基づき、説明責任が果たせる公平・公正な事業執行に努められたい。

(3)一つの施設における修繕工事契約（管工事）では、1業者だけに発注が集中し、特命随意契約理由も「前工事の実績による」「施設及びその状況等を熟知・精通している」などが主な理由であるが、公平・透明性に関して、予定価格の積算、発注の改善方法を研究されたい。

(4)道路維持補修工事、改修工事における予定価格50万円未満の主管課契約を見ると、1つの事業において複数の工事箇所を特定の1業者に発注されているもの、あるいは分割発注の疑念を有するものが見られた。規則上は1者特命随意契約に抵触せず、見積書金額・内容も担当課において検証し適正と判断した後、契約を締結しているが、同時期、同類工事であり、公平性・透明性の観点から複数箇所を一括するなどにより、適正な予定価格をもって競争原理が機能する発注に努められたい。

(5)常時稼働をしている機械類について適切な維持・修繕が行われていなかったため、毀損した後、緊急に随意契約による購入をしている状況が見られた。財政的な事情も推察されるが、緊急対応による購入は、入札又は競争見積りによる発注側の価格優位性が機能していない方法であるとも認められることから、経年劣化が著しい機械類について把握し、計画的な備品整備、機械類の更新に努められたい。

令和2年4月から施行となる民法の一部改正による「瑕疵担保責任」に関し、市の契約等における影響を慎重に確認し、工事等事務処理又は予算執行に支障が生じないようにされたい。